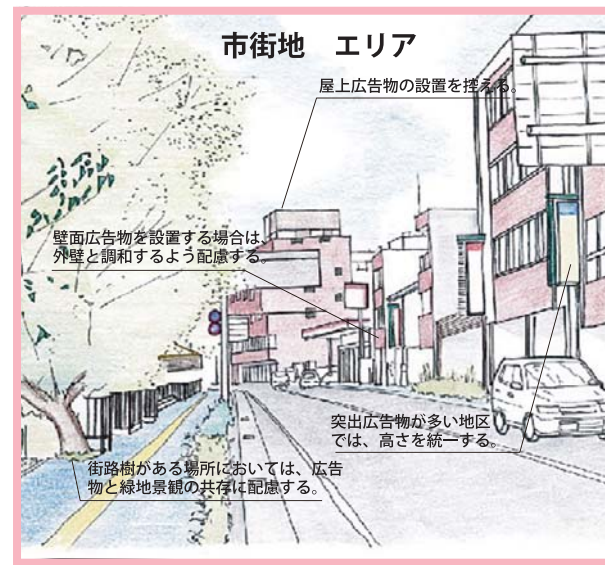
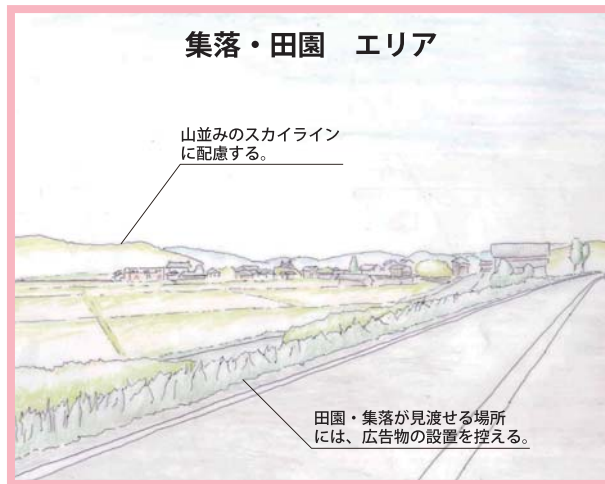
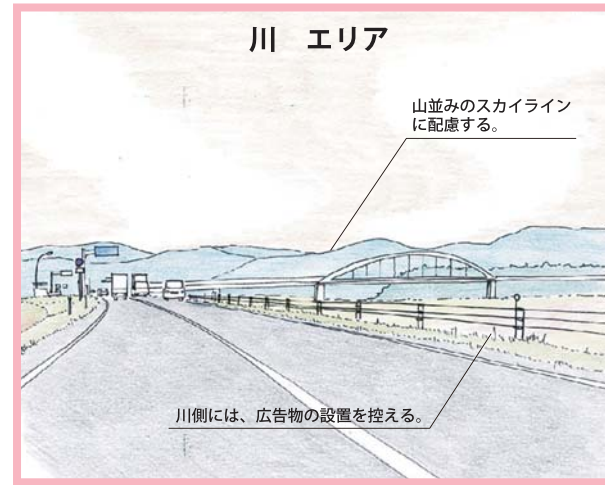
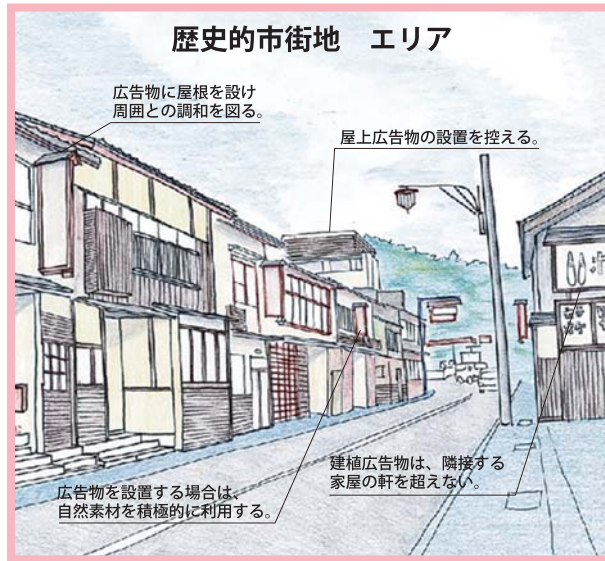
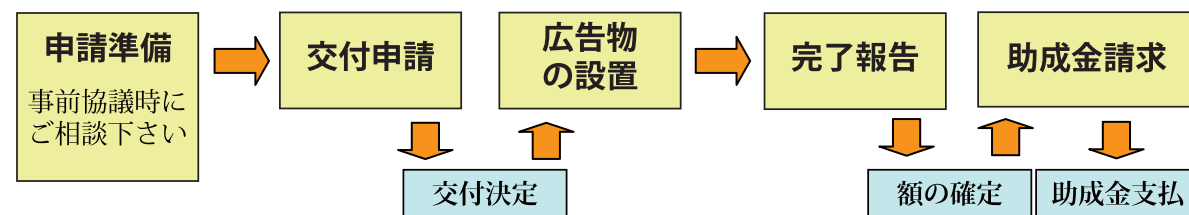


5 広告景観形成基準に基づく屋外広告物のイメージ



6 修景助成制度

広告景観モデル地区内において、地域と調和した良好な広告景観を推進するため、屋外広告物の修景に対して、予算の範囲内で一定の助成を受けることができます。助成を受けられる場合には、定められた申請様式に必要書類を添付のうえ、屋外広告物の設置前までに交付申請を行ってください。



豊岡市景観ガイドライン 国道312号沿道 広告景観モデル地区



豊岡市

お問合せ

豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL : 0796-23-1712

FAX : 0796-24-8254

E-mail : toshi@city.toyooka.lg.jp

(平成27年3月作成)

1 広告景観モデル地区について

屋外広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な地区を「広告景観モデル地区」として指定し「広告景観形成基準」を定めるとともに、屋外広告物の修景に要する経費の一部を助成することにより、良好な広告景観の形成に向けた地域の方々の取り組みを支援します。

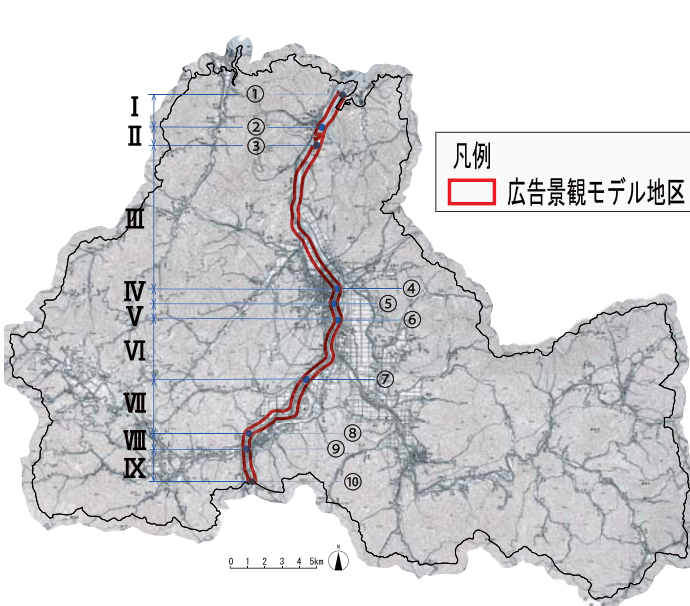
2 国道312号沿道広告景観モデル地区の基本方針

市を南北に流れる円山川沿いを並行して走る国道312号及び県道3号（豊岡瀬戸線）沿道には、豊岡盆地を取り囲む山々や円山川など豊岡らしい風景が見られることから、この豊かな自然に恵まれた風景を活かした広告景観の誘導を図ります。

- 円山川との関係を重視した、おおらかで清々しい広告景観をめざします。
- 市街地ではまちの賑わいを演出するなど、地域の魅力が感じられる変化に富む沿道景観をめざします。
- 山並み景観のスカイラインを守り、両側を山々に囲まれた豊岡らしい雄大で自然豊かな風景を保全します。

3 国道312号沿道広告景観モデル地区の区域

以下の図の区域（路端から100mの区域）を広告景観モデル地区に指定しています。



エリア	番号	場所
I	①	瀬戸地内 瀬戸交差点
	②	城崎町桃島地内 まちの区域境
II	③	城崎町今津地内 まちの区域境
	④	元町地内 まちの区域境
III	⑤	京町地内 豊岡市民会館前交差点
IV	⑥	塩津町地内 まちの区域境
V	⑦	日高町西芝地内 八代川との交点
VI	⑧	日高町祢布地内 まちの区域境
	⑨	日高町岩中地内 まちの区域境
VII	⑩	豊岡市と養父市の行政境

4 広告景観形成基準

(1)共通基準

エリア	項目	共通基準
全域	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の壁面や屋上を利用する広告物等（壁面広告物等）にあつては、道路と直交する壁面等への表示又は設置を控えるとともに、窓面をふさがない。 ● 2階以下に表示又は設置する。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 地色（建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。）はげばげばしくならないものとし、その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりとする。 (1) R、YR系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下

エリア	項目	共通基準
全域	形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りではない。建て植えるものにあつて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化とする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそるえる等の工夫をする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 電光掲示板やLED等それ自体が発光するものの使用は控える。 ● 建て植えるものにあつて電照式とする場合は外照式とする。 ● 広告旗については、必要最小限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理する。 ● 壁面広告物等の表示内容については、店名又は業種のみとする。

(2)個別基準

エリア	項目	個別基準（エリア個別基準）
市街地	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控え、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面広告物等は原則として切り文字表示とし、やむを得ない場合は看板地色を外壁と同系色又は調和する色とする。 ● 建て植えるもの、突出広告物にあつては、周囲の景観に配慮した枠を設ける。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 高彩度色（高彩度色とは、マンセル色票系においてR、YR系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。本モデル地区内において以下同じ。）は2色以下とし、アクセント色として使用する。 ● 地色は、げばげばしくならないものとし、建物や周囲の景観と調和した色彩とする。
	形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 建て植えるもの、突出広告物にあつては、縦長長方形を基本とする。 ● 屋上広告物は、下地に格子等を使用するなど周辺景観に配慮する。
歴史的市街地	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控え、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 建て植えるものにあつては、屋根を設けたり、格子、行灯等伝統的形態とする。 ● 壁面広告物等は格子、行灯等の伝統的形態とする。また、原則として切り文字表示とし、やむを得ない場合は地色を外壁と同系色又は調和する色とする。 ● 突出広告物は縦長長方形を基本とし、各店舗とも表示内容、意匠について整序に努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 高彩度色は1色以下とし、アクセント色として使用する。 ● 地色はげばげばしくならないものとし、その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ※YR系またはY系、明度5以上9以下、彩度4以下
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 木・石を感じさせる材質を使用する。
田園・集落	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控え、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とする。 ● 壁面広告物等は原則として切り文字表示とし、やむを得ない場合は看板地色を外壁と同系色又は調和する色とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 高彩度色は2色以下とし、アクセント色として使用する。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 木・石を感じさせる材質を使用する。
川	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控え、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 建て植えるものにあつては、屋根を設けたり、格子など伝統的形態を使用する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 文字等に使用する色彩については、高彩度色は2色以下とし、アクセント色として使用する。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 建て植えるものにあつては、木・石を感じさせる材質を使用する。